

大学生等インターンシップ推進事業業務委託仕様書

1 委託業務名

大学生等インターンシップ推進事業

2 目的

県内企業でのインターンシップ（就労体験）を通じて、県内大学生等の県内就職や県出身大学生等のU・Iターン就職を促進するため、インターンシップ受入企業（山梨県内に本社または事業所を有する企業に限る。以下同じ。）と学生とのマッチングを積極的に支援する。

3 委託期間

2019年4月1日から2020年3月31日

4 委託費上限額

6,906,000円（2019年4月から9月まで8%及び2019年10月から2020年3月まで10%の消費税及び地方消費税額相当額を含む）

5 業務の内容

（1）相談窓口の設置

①相談場所（相談窓口）

- ・「やまなし・しごと・プラザ」内相談ブース。ただし、「やまなし・しごと・プラザ」と同等の相談場所を受託者が確保できる場合については、別の場所での相談窓口の設置を可能とする。
- ・電話については「やまなし・しごと・プラザ」の代表番号を使用可能とするが、パソコン及びインターネット環境については受託者が用意すること。

「やまなし・しごと・プラザ」

- ・所在地 甲府市飯田 1-1-20 JA 会館 5 階
- ・電話番号 055-233-4510
- ・利用時間 月曜から金曜日 午前 9 時 30 分から午後 6 時まで
土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで
- ・休日 日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

②インターンシップコーディネーターの設置

効果的なインターンシップを普及、啓発するため、相談窓口にはコーディネーターを1名以上設置し、本仕様書の企画及び運營業務を実施する。なお、コーディネーター

は原則としてキャリアカウンセラーの資格を有する者とするが、それ以外の者を設置する場合は事前に県と協議すること。

③相談対象

大学、短大、専修学校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発校等（高校生を除く）に在学する学生及び外国人留学生

(2) 学生とインターンシップ受入企業のマッチング

- ・受入企業及び学生の希望を調整し、インターンシップのマッチングを行う
- ・インターンシップ参加者へ実施前の事前学習を行う

※インターンシップ実施企業に関する情報は、県が運営するWEBサイト「新卒者就職応援企業ナビ」に掲載している情報を提供することとし、学生の希望に応じて掲載していない企業からも情報の収集に努めること。また、企業から情報を収集した場合は、速やかに県に報告すること。

(3) インターンシップ受入企業の拡大

県内企業（山梨県内に本社または事業所を有する企業）に対し「新卒者就職応援企業ナビ」へインターンシップ受入等の情報掲載を要請し、学生に向けたインターンシップ情報の充実を図る。

(4) 交流会（マッチング会）の開催

学生が企業担当者と直接対話することにより、受入企業の情報や就労体験プログラムについて理解を深め、学生が安心してインターンシップに参加できるような交流会の開催を行う。

交流会は夏季（5月または6月）及び冬季（12月頃）の2回開催し、土曜日または日曜日の開催とする。

(5) 事業周知、参加者の募集

学生、企業、大学等に対して事業の周知を効果的に行うこと。

(6) アンケート

交流会及びマッチング支援の満足度を図るため、学生と企業を対象としたアンケートを実施・集計する。

(7) その他事業の実施に付随する事務

6 報告

受託者は、この事業の実施状況について、次により委託者に報告する。

(1) 実績報告書の提出

受託者は、受託業務に係る実績報告書を県へ提出するものとし、上期（2019年4月～9月）分を9月30日までに、下期（2019年10月～2020年3月）分を本事業の完了後10日以内に提出するものとする。

(2) その他の報告業務

受託者は、事業の実施状況について県から指示があった場合には、速やかに必要事項を報告するものとする。

7 守秘義務等

(1) 受託者の責務

- ・受託者は、委託業務の実施にあたり、知り得た個人情報に関して、この事業に従事する全ての職員に、委託期間中及び委託契約終了後守秘義務を課すこと。
- ・受託者は当該個人情報を委託業務の目的以外に利用してはならない。
- ・受託者は当該個人情報を受託者又は他の者の営業のために利用してはならない。

(2) 個人情報収集の制限

- ・受託者は委託業務を実施するために個人情報を収集するときは、委託事業の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

8 特記事項

- (1) 本事業を実施するにあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 委託事業実施にあたっては山梨県財務規則やその他関係法令を遵守するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (3) 本事業を実施するにあたっては、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに県に連絡すること。
- (4) 本事業に係る苦情等に関しては、受託者が責任を持って対応するものとし、併せて速やかに県に報告すること。

9 その他

本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議してこれを定めるものとする。